

第3回昭島市再犯防止推進計画策定委員会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和3年11月11日(木) 午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所

昭島市役所市民ホール

3 出席者

(委員)

戸井委員長、中島副委員長、藤井委員、菅野委員、永田委員、関谷委員、並木委員、安倍委員、守重委員、小町委員、秋山委員、井上委員、坂田委員、田口委員

(代理等委員)

向井委員(矢野委員の代理)

(欠席)

なし

(事務局)

青柳保健福祉部長、山崎福祉総務課長、平沢福祉総務課福祉総務担当係長、加藤福祉総務課福祉総務担当係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 計画素案の内容について

(2) パブリックコメントの実施について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料1 (仮称)昭島市再犯防止推進計画(素案)

資料2 再犯防止推進計画(素案)に関するパブリックコメントの実施について

参考資料1 第2回昭島市再犯防止推進計画策定委員会(書面開催)における委員の御意見に対する事務局回答案

参考資料2 関係行政機関・団体の紹介(コラム)「未定稿」

1 開会（省略）

2 議題（要旨）

(1) - 1 計画素案の内容（第1章及び第2章）について

事務局より資料1に基づき説明

(1) - 2 計画素案の内容（第3章及び第4章）について

事務局より資料1に基づき説明

中島副委員長

12ページの(6)、検挙者中の初犯者、再犯者及び男女別のグラフについて、どちらが男性でどちらが女性かが示されていない。

また、15ページ中の「昭島市の保護者観察者数」と記載されているが、正しくは「保護観察者数」だと思う。

事務局

ご指摘の点について、修正いたします。

菅野委員

第3章の犯罪や再犯防止を取り巻く状況については、5年間のデータをもとに、このデータから読み取れる内容について記載していただくよう意見させていただいたところであり、今後、この計画を推進していく中で、傾向等が変更になった場合には、修正していただければと考えています。

永田委員

18ページの「現状と課題」における「刑務所に再び入所した人のうち約7割が」の説明と13ページ(7)犯行時における再犯者の有職・無職の状況の令和2年度の割合(44.7%)との関連は。

事務局

第4章の各項目における「現状と課題」については、国の令和2年度版再犯防止推進白書の基礎資料より引用しております。この部分の数値については確認させていただきます。

藤井委員

18ページの数値は国における数値であり、13ページは昭島市内における数値であるとともに、捉え方も異なる部分もあることから、数値は必ずしも同じような数値になるものではないと考えられます。

また、8ページ及び9ページの再入者の説明は、「2度目以上の者」になるかと思えます。

事務局

再入者の説明について、修正させていただきます。

菅野委員

第3章や第4章の説明文や用語解説等に記載のある専門用語について、こちらの方でもパブリックコメントまでに確認等させていただきます。

事務局

事務局としても非常にありがたいと思います。是非、よろしく願います。

関谷委員

13ページの(8)、少年の検挙・補導状況について、不良行為少年が増えている状況にありますが、不良行為少年の最も多い実態は、深夜徘徊であり、夜間に警察官が声をかけた事例です。この表ですと、非行少年の推移は大きな変更がないのに、不良行為少年が多くなったことで、昭島市内の少年が非常に悪くなった印象になってしまうと感じますので、説明文のところを再度、検討していただけると良いかと思えます。

- 事務局** ご意見を踏まえ、記載内容について調整させていただきます。
- 中島副委員長** 8ページ及び9ページの(2)新受刑者中の再入者数及び再入者率の説明文について、「2度目」と記載があり、3度目以上の人は含まれていないのか。
- 事務局** 「2度目以上」の方のことを記載しているため、「2度目以上」に修正いたします。
- 中島副委員長** 19ページの12に「障害者就労支援センターを設置し、」とあるが、今後、設置される予定なのか。
- 事務局** 障害者就労支援センターは、既に設置され運営されております。説明文については、その旨が分かりやすくなるよう修正いたします。
- 小町委員** 13ページの下の方に用語説明は、一般市民に分かりやすい説明になっているか。
- 事務局** この部分については、第1回の策定委員会においてもご意見をいただいたところでありますが、引き続き、分かりやすい説明文になるよう検討させていただきます。
- 菅野委員** 先ほど、非行少年が増えている状況もあり、23ページの部分について、非行の防止と学校での修学支援について、分けて考えてみる必要もあるのかなと思いました。
- 事務局** 検討させていただきます。
- 藤井委員** 23ページの「非行の防止・学校と連携した修学支援等」の部分について、保護観察所が関わっている少年などでは、学力の低い少年や漢字が読めない、計算ができない少年などがいます。青少年の健全育成に関する施策が掲載されていますが、この部分において非行少年に対する学校教育等における「学び直しの支援」などの事項の記載について検討して欲しい。
- 事務局** 教育委員会にも確認させていただき、必要に応じて、再度、調整や修正いたします。
- 井上委員** 25ページの「民間協力者の活動の促進」における「更生保護団体への事務支援や活動支援」の記載内容について、各地区の配分額はどの程度か。
- 事務局** 北多摩地区保護観察協会に対して、市から人口数を算出基礎として、一定の負担金を拠出しています。その負担金を原資として、北多摩地区保護観察協会各地区の保護司会へ、配分金が交付されています。
また、保護司への費用弁償は、保護観察所から交付されているものと認識しております。
- 井上委員** 保護司はボランティアであり、保護司活動にも一定の時間を要しており、市としても支援が必要ではないか。また、保護司からもそのような声などはないのか。

- 事務局** 保護司さんに関しては、全国的に高齢化、なり手が少ないことや活動箇所の問題などの課題があります。
現状では、保護司さんは、非常勤の国家公務員でございますので、昭島市だけでの対応は難しい状況にあります。
- 井上委員** 第4章の取組施策項目において、一番最初に「安全・安心なまちづくりの推進」という項目を位置付けているのか。
- 事務局** この計画案は、委員が言われたとおり、国や都の再犯防止推進計画を参考に作成しております。
昭島市という地域社会で考えたときに、再犯防止施策に限らず様々な施策においても「安全・安心なまちづくり」という考えは必要不可欠なものであると考えております。
災害対策や防犯対策などの安全・安心に関する視点は非常に大切であり、人口減少や超高齢社会の到来も見込まれており、より一層の「安全・安心なまちづくり」に関する施策も重要であると考えたことから、第4章の冒頭に位置付けさせていただきました。
- (1) - 3 計画素案の内容（第5章～第7章）について
事務局より資料1に基づき説明
- 小町委員** 29ページに記載のある「第6章 計画の推進」の推進体制における（仮称）昭島市再犯防止推進連絡会について、昭島市内には都立高校が2校ありますが、若い人達にもこの再犯防止ということに関わっていただきたいと考えています。24ページにも青少年健全育成の推進に関する項目があるので、高等学校にも関わってもらうことはいかがでしょうか。
- 事務局** 29ページにお示した（仮称）昭島市再犯防止推進連絡会の構成員となる関係機関等は、予定となっております。
今後、連絡会の開催にあたっては、構成機関等も含め検討していきたいと考えています。
- 井上委員** 28ページに記載のある「PFI事業」及び29ページに記載のある「PDCAサイクル」という言葉について、用語説明があった方が良いのではないか。また、28ページの「PFI事業」に関連して、地元地域からの調達について、実態はどのようなになっているのか。
- 事務局** 「PFI事業」及び「PDCAサイクル」の用語については、用語説明等に記載するなど、わかりやすい説明となるよう検討します。
- 菅野委員** 国際法務総合センターとしても地域に貢献することができるよう、民間委託等を通じて食材や物品等の調達などを行っております。説明文や用語については、事務局とも調整するなかで検討させていただきます。
- 藤井委員** 令和3年9月3日付けで送付された「資料3：参考資料」における「計画期間の設定」について、再度確認をさせていただきたい。

- 事務局** 本市では、現行の地域福祉計画の計画期間は令和5年度までとなっており、令和4年度より改定作業を行う予定となっております。
- 他市では、再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に作成しているケースもございます。本市においても、その後の地域福祉計画の改定に当たり、再犯防止推進計画と一体的な作成等も考えられることから、今回の再犯防止推進計画については、資料に説明のあるとおり計画期間は特に定めないものとしております。
- (2) パブリックコメントの実施について
事務局より資料2に基づき説明
- 坂田委員** 資料2の3(3)及び4(1)の課名については障害福祉課なのか。
- 事務局** 福祉総務課が正しい記載です。申し訳ありません。
- 菅野委員** 意見の提出方法に「電子メール」がありますが、どのメールアドレスになるのか。
- 事務局** 意見の募集要項等において、メールアドレスを周知する予定です。
- 菅野委員** 電子メールでの提出も含め、高校生などの若い人達からも意見を出しやすい手法をお願いいたします。
- (3) 全体を通して
- 中島副委員長** 法令上は、保護司は無償ボランティアとなっておりますが、一定の費用弁償費は支給されています。
- また、北多摩地区保護観察協会からの一定の負担金等が配分されており、昭島分区より保護司に対する支援などもございます。
- また、現状の保護司数においても厳しい状況となっており、今後の保護司の安定的な確保が喫緊の課題となっております。
- 秋山委員** 第4章の再犯防止に関連する施策の展開において、各施策について市役所の各課が担当となっておりますが、実施状況や結果等について公表等をする予定があるのか。
- 事務局** 第6章の計画の推進に記載があるとおり、各施策において一定のPDCAサイクルを実施し、新たに組織する(仮称)昭島市再犯防止推進連絡会等において情報提供や意見交換等をさせていただきたいと考えています。
- 向井委員** 5ページの「(2)非行少年処遇の概要」の下表の「不良行為少年」の説明は記載しなくて良いかと思えます。また、13ページの「(8)少年の検挙・補導状況」について、補導とは不良行為少年のことなのでしょうか。
- 事務局** 13ページについては、調整させていただきます。
- 戸井委員長** 29ページにある(仮称)昭島市再犯防止推進連絡会の設置予定時期はいつか。

事務局 本計画は、令和4年度からの計画となるため、令和4年度終了後に初年度の進行管理を行うことができるため、令和5年度中には設置をする必要があると考えております。また、令和4年度においては、準備会的なものの設置も可能であり、今後、検討していきたいと考えています。

戸井委員長 以前、安倍委員からご意見のありました「者や人」の記載方法は。

事務局 現状、3ページに「犯罪とした者等」の定義的な説明があるが、全体では「人」と「者」の記載が混在している箇所もあることから、パブリックコメントまでには整理させていただきます。

小町委員 本日、様々な意見が出されたが、修正や確認などはパブリックコメントまでに間に合うのか。

事務局 本日、様々な意見が出されましたが、御意見をいただいた委員さんを中心に調整させていただき、最終的には、委員長及び副委員長に確認の上、パブリックコメント用の素案を固めていきたいと考えています。

6 閉会